

## 【Reference Review 59-4号の研究動向・全分野から】

## TPPから日本農業の問題を考える

総合政策学部教授 朴 勝俊

2月22～25日の環太平洋経済連携協定（TPP）交渉は、関税をめぐる日米対立から合意が見送られた。米国が主に自動車分野を守りたいのに対し、日本は農業の「重要5品目」が「聖域」とされる。その品目数は計586品目で、全品目9016品目の6.5%にあたる。全関税撤廃を目的とするTPPで、これを全て守ろうとすれば、たしかに交渉にならない。

そこでTPP賛成派は農業関税の大幅な撤廃を求める。例えば木村福成氏（慶応義塾大）は、「対立構造は農業対製造業ではない、国民が負担している保護コストを顧みず既得権益を保持しようとする人たちと、国際競争に自らをさらして競争力を鍛え上げようとする人たちの間」にあるとしつつ、「日本が農産品にかかる関税を大幅に撤廃できれば、TPP妥結の可能性は一気に高まる」と言い、関税撤廃の猶予（10年の経過期間）と国内補助金の増額で対応できるとする。

賛成派の議論は、貿易・投資促進と地政学的利益の観点からTPPの必要性は自明であり、農業部門での犠牲を求める格好になっている。その際よく用いられるのが、2013年3月15日公表の内閣府試算でしめされた、TPPのGDP効果は差し引き3.2兆円のプラスという数字である。

反対派の議論は『農業と経済』（2013年10月号）の特集にまとめられている。例えば、この試算に用いられたGTAPモデル（応用一般均衡モデルの一種）の前提を批判的に検討したのが鈴木宣弘氏（東京大）である。内閣府試算は関税撤廃のプラス影響が過大な生産性向上効果、資本蓄積効果によって水増しされている一方、農業への打撃が過小評価されていると指摘する。これを補正して同じモデルで計算し、0.5兆円のGDP減少となることを示した。純便益が負であれば、TPPは経済的に正当化されないのではないだろうか。

TPPを通じた構造改革や、関税から国内補助金への転換によって農業を強くできるとの賛成派の主張を、反対派は「幻想」あるいは「現実遊離」と批判する。とはいえ、彼らの議論は実のところ日本農業の苦しさを吐露するものである。磯田宏氏によれば、水田作1ha未満の農業者の「家族労働1時間」あたり農業所得は何とマイナスであり、2ha未満でも403円に過ぎない。農地を集約した集落営農組織でも82%で、「主たる従事者1人当たりの年間所得」が200万円未満（ワーキングプアの水準）である。農水省によれば農業者の平均年齢は65.8歳（2010年）であるから、こうした数字を素直に読めば産業として無理があることは瞭然である。

ところで、農業補助（関税による価格支持と補助金）の金額は一体いくらなのだろう。安達英彦氏によればそれはOECD方式の生産者支持推定量（PSE）でみて約4.6兆円である（2010年）。ただし、この方式は内外価格差をぜんぶ補助とみなす問題が指摘されている。そこで内外市場価格差の分（約0.4億円）を除けば約4.2兆円分の補助が行われている計算となるが、その7割が関税分、3割が補助金分である。ちなみに、農業総生産額は約8.2兆円であるから、半分程度が補助なのだ（安達2013）。

米韓FTAの経験からしても、米国产の牛肉のBSE問題や遺伝子組み換え作物に対する懸念、国民皆保険制度が崩れ医療・医薬に関する制度が「アメリカ化」する心配、環境規制などがISDS（投資家国家間紛争解決処理）によって侵食される恐れなどがある（郭洋春氏、武藤喜久雄氏）。賛成派があまり触れない点まで視野を広げて考えれば、私はTPPに対しては反対である。しかしながら、仮に国内

の農業生産額を現状維持できたとしても、従事者1人当たりの所得を他産業なみに高めるべく、より少数の農業者が大規模に耕作する体制に転換することは、日本農業の将来にとっては必要であるように思う。

<参考文献>

安達英彦（2013）「農業保護政策の国際比較」『JC 総研レポート』vol.28、pp.22-29

石田信隆（2013）「TPP と日本の経済・社会の将来」『世界経済評論』vol.57、No.5

農業と経済（2013）「特集・TPP で変わる農業」『農業と経済』2013.10

木村福成（2014）「農業の関税撤廃 決断を」日本経済新聞 2014年3月20日

【Reference Review 59-5号の研究動向・全分野から】

## 近年の中小企業政策の動向をめぐる議論

経済学部教授 小林 伸生

中小企業政策の基本的な方針を示す「中小企業基本法」は、1963年に始めて制定され、その後1999年抜本的な改正が行われた。ここでは、従来の二重構造論の考え方に基づいた、大企業との格差を解消すべき対象としての中小企業観から、経済発展の原動力となる「活力ある多数派」として再定義された。各種の政策も、そうした基本的な考え方に基づき、積極的に事業革新を図る中小企業に対する支援に軸足が移されてきたと見ることができる。

昨年6月に、上記の基本法の一部が再改定された（「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（平成25年6月21日公布））。再改定の背景には、99年基本法の下での支援政策が、中小企業の中でも比較的規模の大きな中堅企業に焦点が当たっており、ともすれば小規模企業が対象となりにくくなっていたという問題意識が高まっていた点がある。そのため、今回の改訂においては「小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進」（平成25年7月8日中小企業庁発表資料）することが目的とされている。

ところで、近年の中小企業支援政策の大きな特徴としては、海外進出の積極的支援に舵を切った点あげられる。大野泉「ものづくり中小企業の海外展開支援に関する考察」（『統計』2013年10月号）では、この転換の経緯を整理している。論文の中で大野氏は、2010年の中小企業白書において、アジアを中心に増加する国外の需要を踏まえ、世界経済の発展を自らの成長に取り込み、積極的に国際化を行っていく必要性がうたわれていることが紹介され、それが中小企業の海外進出に対する基本スタンスの大きな転換点となったことを指摘している。こうした政府の方針を受け、2012年度以降海外展開支援に対する施策が拡充され、ODA 予算による新規事業や、JETRO による海外支援プラットフォームの立ち上げなどが行われてきた。『国際開発ジャーナル』2013年12月号では、「海外に挑む中小企業～ODA 支援制度の行方を追う」という特集を組み、前年度から開始された「ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る委託事業」の実施状況を概観したうえで、実施2年目となる2013年度には、高い競争倍率を勝ち抜いた優れた事業案件が採択されるとともに、採択企業の地方分散が実現したことを紹介している。